**第２号様式**（第６条、第７条、第12条関係）

（その１）（建築物用）

整備項目表（総括表）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 新設部分 | 既設部分 | 代替措置 |
| １ | 出入口 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ２ | 廊下等 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ３ | 階段 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ４ | エレベーター | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ５ | 便所 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ６ | 駐車場 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ７ | 敷地内の通路 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ８ | 客室 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ９ | 客席 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 10 | 浴室 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 11 | 更衣室及びシャワー室 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 12 | カウンター及び記載台 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 13 | 公衆電話台 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 14 | 水飲み場 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 15 | 案内板等 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |

注　１　整備項目に含まれない項目については、整備項目表（個表）の添付は、不要です。

２　整備項目表（個表）において「×」を選択した場合は、整備項目表（個表）の欄外及び図面に代替措置を記入してください。

整備項目表（個表）

１　出入口

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 直接地上へ通ずる出入口（１以上） | 幅員は、内を80センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
| 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 通行する際に支障となる段差を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 駐車場へ通ずる出入口（１以上） | 幅員は、内を80センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
| 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 通行する際に支障となる段差を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口（それぞれ１以上） | 幅員は、内を80センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
| 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 通行する際に支障となる段差を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |

２　廊下等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 段差を設ける場合 | 両側に手すりを設けているか（エレベーターに隣接する場合を除く。）。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 主たる階段には、回り段を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度等により段差を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設しているか（共同住宅等の共用部分及び自動車車庫を除く。）。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | け上げ及び踏み面 | け上げ　㎝踏み面　㎝ | け上げ　㎝踏み面　㎝ |
| 直接地上へ通ずる各出入口又は駐車場へ通ずる各出入口から不特定かつ多数の者が利用する各室の各出入口までの廊下等及び不特定かつ多数の者が利用する各室の各出入口から多機能便房のある便所の各出入口までの廊下等（エレベーターを設けるときは、当該エレベーターの昇 | 幅員は、内を120センチメートル（室内の通路の区間が５メートル以下のときは、90センチメートル）以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
| 末端の付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分を設けているか（共同住宅等の共用部分を除く。）。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 高低差がある場合は、傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者利用可能昇降機若しくは車いす使用者用特殊構造昇降機を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 廊下等に設ける傾斜路及びその踊り場 | 幅員は、内を120センチメートル（段差を併設するときは、90センチメートル）以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
| こう配は、12分の１（傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときは、８分の１）を超えていないか。 | こう配分の | こう配分の |
|  | 高低差が75センチメートルを超える傾斜 | ○　・　× | ○　・　× |
| 降路までの廊下等を含む。）（それぞれ１以上） |  | 路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けているか。 |  |  |
|  | 傾斜路には、両側（段差を併設するときは、片側）に手すりを設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等の色等により、識別しやすいものとしているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路は、奥行き150センチメートル以上の水平部分と接しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設しているか（共同住宅等の共用部分及びこう配が20分の１を超えない傾斜がある部分に近接する廊下等及び踊り場を除く。）。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 出入口並びに車いす使用者利用可能昇降機及び車いす使用者用特殊構造昇降機並びにエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は、水平としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 建築物（共同住宅等の共用部分を除く。）の直接地上へ通ずる出入口から案内板等の場所までの廊下等（１以上） | 誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けているか（常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合を除く。）。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 廊下等に設ける傾斜路及びその踊り場 | 幅員は、内を120センチメートル（段差を併設するときは、90センチメートル）以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
| こう配は、12分の１（傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときは、８分の１）を超えていないか。 | こう配分の | こう配分の |
|  | 高低差が75センチメートルを超える傾斜路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 傾斜路には、両側（段差を併設するときは、片側）に手すりを設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等の色等により、識別しやすいものとしているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 傾斜路は、奥行き150センチメートル以上の水平部分と接しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設しているか（共同住宅等の共用部分及びこう配が20分の１を超えない傾斜がある部分に近接する廊下等及び踊り場を除く。）。 | ○　・　× | ○　・　× |

３　階段

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 両側に手すりを設けているか（エレベーターに隣接する場合を除く。）。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 主たる階段には、回り段を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度等により段差を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設しているか（共同住宅等の共用部分及び自動車車庫を除く。）。 | ○　・　× | ○　・　× |
| け上げ及び踏み面 | け上げ　㎝踏み面　㎝ | け上げ　㎝踏み面　㎝ |

注　不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段について記入してください。

４　エレベーター

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| かご | 幅は、100センチメートル（用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物の場合は、140センチメートル）以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | 奥行きは、内を135センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | かご内に、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | かご及び昇降路の出入口の幅員は、それぞれ内を80センチメートル以上としているか。 | かご　　㎝昇降路　㎝ | かご　　㎝昇降路　㎝ |
|  | かご内に、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | かご内に設ける制御装置は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | かご内に、手すりを設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物の場合は、かごの出入口に光電装置により利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 乗降ロビー | 車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 制御装置は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 幅及び奥行きは、それぞれ内を150センチメートル以上としているか。 | 幅　　　㎝奥行き　㎝ | 幅　　　㎝奥行き　㎝ |
|  | 到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 置を設けているか（かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いたときにかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける場合を除く。）。 |  |  |
|  | 到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |

注　不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する建築物で、用途面積の合計が1,000平方メートル以上のものの場合に記入してください。

５　便所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 不特定かつ多数の者が利用する便所を有する用途面積の合計が500平方メートル以上の建築物の場合 | 多機能便房のある便所を設けているか（１以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ１以上））。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 多機能便房 | 直径150センチメートル以上の円が内接できる床面積を確保しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 腰掛け便座で、両側には、手すりを設置し、そのうち１以上の手すりは、可動式としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 出入口の幅員は、内を90センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  |  | 出入口に戸を設ける場合は、電動で開閉する構造又は引き戸としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 移動する際に支障となる段差を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 洗面器又は手洗い器を設ける場合は、レバー式、光感知式等操作が容易な給水栓を備えた洗面器又は手洗い器を設けているか（１以上）。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 多機能便房を設置している旨並びに男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該多機能便房のある出入口付近に障害者、高齢者等が理解しやすい方法により表示しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 多機能便房のある便所 | 出入口の幅員は、内を90センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | 出入口に戸を設ける場合は、電動で開閉する構造又は引き戸としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合 | 手すり等設置便房を設けているか（１以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ１以上））。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 手すり等設置 | 便所の出入口に近い位置に設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 便房 | 出入口の幅員は、内を80センチメートル以上としているか（多機能便房のある便所を設ける場合を除く。）。 | ㎝ | ㎝ |
|  | 手すり等設置便房のある便所 | 出入口の幅員は、内を80センチメートル以上としているか（多機能便房のある便所を設ける場合を除く。）。 | ㎝ | ㎝ |
|  | 洗面器を設ける場合は、レバー式、光感知式等操作が容易な給水栓及び手すりを備えた洗面器を設けているか（１以上）。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 手洗い器を設ける場合は、レバー式、光感知式等操作が容易な給水栓を備えた手洗い器を設けているか（１以上）。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 移動する際に支障となる段差を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該手すり等設置便房のある便所の出入口付近に障害者、高齢者等が理解しやすい方法により表示しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合は、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器で手すり等が適切に設置された小便器を便所の出入口に近い位置に設けているか（１以上）。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 官公庁施設等で、用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に設けられる多機能便房のある便所の多機能便房には、簡易式ベッドを設けているか（１以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ１以上））。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 官公庁施設等で、用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける | パウチ等を洗浄する設備、荷物を置くための棚その他の設備及び２以上の衣服を掛けるための金具等を設けた人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を設けているか（１以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ１以上））。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を設置している旨並びに男子用 | ○　・　× | ○　・　× |
| 場合 | 及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該便所のある出入口付近に見やすい方法により表示しているか。 |  |  |
| 官公庁施設等（遊技場を除く。）で、用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合 | 乳幼児いす等のある便房を設けているか（１以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ１以上））。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 乳幼児いす等のある便房 | 出入口には、乳幼児いす等が設置されている旨を適切な方法で表示しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 乳幼児いす等のある便房のある便所 | 出入口には、乳幼児いす等が設置されている旨を適切な方法で表示しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |

注　不特定かつ多数の者が利用する便所について記入してください。

６　駐車場

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 全駐車台数 | 台分 | 台分 |
| 幅員350センチメートル以上の車いす使用者用駐車施設の設置台数（全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数を50で除して得た数（当該数に１未満の端数を生じたとき又は当該数が１未満であるときは、当該端数又は当該数を１に切り上げる。）以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数を100で除して得た数（当該数に１未満の端数を生じたとき又は当該数が１未満であるときは、当該端数又は当該数を１に切り上げる。）に２を加えた数以上） | 台分 | 台分 |
| 幅員250センチメートル以上の移動に配慮が必要な人のための駐車施設の設置台数（全駐車台数が50以上の駐車場の場合は、１以上） | 台分 | 台分 |
| 優先駐車施設は、当該優先駐車施設へ通ずる出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 優先駐車施設である旨を見やすい方法により表示しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 優先駐車施設へ通ずる出入口から当該優先駐車施設までの駐車場内の通路 | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、滑りにくい仕上げとし、車いすのキャスター、つえ等が落ち込まない構造としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 幅員は、120センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | 高低差がある場合は、傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 駐車場内の通路に設ける傾斜路及びその踊り場 | 幅員は、内を120センチメートル（段差を併設するときは、90センチメートル）以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | こう配は、12分の１（傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときは、８分の１）を超えていないか。 | こう配分の | こう配分の |
|  | 高低差が75センチメートルを超える傾斜路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路には、両側（段差を併設するときは、片側）に手すりを設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路は、奥行き150センチメートル以上の水平部分と接しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色等により、これらと識別しやすいものとしているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。 | ○　・　× | ○　・　× |

注　不特定かつ多数の者が利用する駐車場について記入してください。

７　敷地内の通路

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 段差を設ける場合 | 両側に手すりを設けているか（エレベーターに隣接する場合を除く。）。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 主たる階段には、回り段を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度等により段差を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | け上げ及び踏み面 | け上げ　㎝踏み面　㎝ | け上げ　㎝踏み面　㎝ |
| 排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、滑りにくい仕上げとし、車いすのキャスター、つえ等が落ち込まない構造としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 直接地上へ通ずる各出入口から道等又は優先駐車施設までの敷地内の通路（それぞれ１以上） | 幅員は、120センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
| 高低差がある場合は、傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 敷地内の通路に設ける傾斜路及びその踊り場 | 幅員は、内を120センチメートル（段差を併設するときは、90センチメートル）以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | こう配は、12分の１（傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときは、８分の１）を超えていないか。 | こう配分の | こう配分の |
|  | 高低差が75センチメートルを超える傾斜路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路には、両側（段差を併設するときは、片側）に手すりを設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路は、奥行き150センチメートル以 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 上の水平部分と接しているか。 |  |  |
|  |  | 傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色等により、これらと識別しやすいものとしているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 建築物（共同住宅等の共用部分及び自動車車庫を除く。）の直接地上へ通ずる各出入口から道等までの敷地内の通路（それぞれ１以上） | 誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段差の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 敷地内の通路に設ける傾斜路及びその踊り場 | 幅員は、内を120センチメートル（段差を併設するときは、90センチメートル）以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
| こう配は、12分の１（傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときは、８分の１）を超えていないか。 | こう配分の | こう配分の |
|  | 高低差が75センチメートルを超える傾斜路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 傾斜路には、両側（段差を併設するときは、片側）に手すりを設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 傾斜路は、奥行き150センチメートル以上の水平部分と接しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色等により、これらと識別しやすいものとしているか。 | ○　・　× | ○　・　× |

８　客室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 客室（１以上） | 出入口の幅員は、内を80センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | 出入口の戸は、電動で開閉する構造又は引き戸としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 出入口及び室内には、移動する際に支障となる段差を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 室内は、障害者、高齢者等が円滑に利用することができる床面積を確保しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 多機能便房のある便所を設けているか（客室の総数が50未満の場合で、客室の外部にその客室を利用する者の利用に供する多機能便房のある便所を設ける場合を除く。）。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 浴室を設けているか（客室の総数が50未満の場合で、客室の外部にその客室を利用する者の利用に供する浴室を設ける場合を除く。）。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 客室に設ける浴室 | 出入口の幅員は、内を80センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | 移動する際に支障となる段差を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 戸を設ける場合は、電動で開閉する構造又は引き戸としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 脱衣場、洗い場及び浴槽には、手すり等を適切に配置しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 給水栓は、レバー式等操作が容易なものとしているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 洗い場の床面から浴槽の上端までの高さは、車いす使用者の利用に配慮した高さとしているか。 | ㎝ | ㎝ |

９　客席

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 固定式の客席の席数 | 席 | 席 |
| 車いす使用者１人につき、間口90センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上で、床は、水平としている車いす使用者が利用することができる区画の数（席数を200で除して得た数（当該数に１未満の端数を生じたとき又は当該数が１未満であるときは、当該端数又は当該数を１に切り上げる。）以上） | 席 | 席 |
| 客席の出入口から車いす使用者が利用することができる区画までの経路（１以上） | 幅員は、120センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
| 高低差がある場合は、傾斜路及びその踊り場を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 経路に設ける傾斜路及びその踊り場 | 幅員は、内を120センチメートル（段差を併設するときは、90センチメートル）以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | こう配は、12分の１（傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときは、８分の１）を超えていないか。 | こう配分の | こう配分の |
|  |  | 高低差が75センチメートルを超える傾斜路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 障害者、高齢者等が客席又は舞台そで口から円滑に舞台に上がることができる経路を設けているか（それぞれ１以上）。 | ○　・　× | ○　・　× |

10　浴室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 浴室（１以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ１以上）） | 出入口の幅員は、内を80センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
| 移動する際に支障となる段差を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 戸を設ける場合は、電動で開閉する構造又は引き戸としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 脱衣場、洗い場及び浴槽には、手すり等を適切に配置しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 給水栓は、レバー式等操作が容易なものとしているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 洗い場の床面から浴槽の上端までの高さは、車いす使用者の利用に配慮した高さとしているか。 | ㎝ | ㎝ |

注　不特定かつ多数の者が利用する浴室及び公衆浴場の浴室について記入してください。

11　更衣室及びシャワー室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 更衣室（１以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ１以上）） | 出入口の幅員は、内を80センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
| 移動する際に支障となる段差を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 戸を設ける場合は、電動で開閉する構造又は引き戸としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 着替えをするための腰掛け台及び手すりを設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 給水栓は、レバー式等操作が容易なものとし、適切な位置に設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 更衣用の区画を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用することができる床面積を確保しているか（１以上）。 | ○　・　× | ○　・　× |
| シャワー室（１以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ１以上）） | 出入口の幅員は、内を80センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
| 移動する際に支障となる段差を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 戸を設ける場合は、電動で開閉する構造又は引き戸としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| シャワーを使用するための腰掛け台及び手すりを設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 給水栓は、レバー式等操作が容易なものとし、適切な位置に設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | シャワー用の区画を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用することができる床面積を確保しているか（１以上）。 | ○　・　× | ○　・　× |

12　カウンター及び記載台

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| カウンター及び記載台（１以上） | 車いす使用者の利用に配慮した高さとしているか。 | ㎝ | ㎝ |
| 下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |

注　不特定かつ多数の者が利用するカウンター及び記載台について記入してください。

13　公衆電話台

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 公衆電話台（１以上） | 車いす使用者の利用に配慮した高さとしているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | 下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 公衆電話台に通ずる出入口 | 幅員は、内を80センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 通行する際に支障となる段差を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |

14　水飲み場

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 水飲み場（１以上） | 車いす使用者の利用に配慮した高さとしているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | 下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 給水栓は、レバー式等操作が容易なものとしているか。 | ○　・　× | ○　・　× |

15　案内板等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 官公庁施設等で、用途面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物又はその敷地に、当該建築物、その敷地内の車いす使用者利用可能昇降機、車いす使用者用特殊構造昇降機、エレベーター、便所及び優先駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか（１以上）（当該車いす使用者利用可能昇降機、車いす使用者用特殊構造昇降機、エレベーター、便所及び優先駐車施設の配置を容易に視認することができる場合並びに案内所を設ける場合を除く。）。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 案内板その他の設備 | 高さ、文字の大きさ、表示等は、障害者、高齢者等が見やすく、理解しやすいものとしているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 音声による案内、文字等の浮き彫り又は点字による表示をしているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 案内所を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 避難用の誘導灯を設ける場合は、必要に応じて、点滅型誘導音装置付誘導灯その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 病院の場合は、受診及び調剤の受取の順の表示装置その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した装置を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |

（その２）（公共交通機関の施設用）

整備項目表（総括表）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 新設部分 | 既設部分 | 代替措置 |
| １ | 出入口 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ２ | 改札口 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ３ | 通路等 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ４ | 階段 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ５ | エレベーター | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ６ | 乗降場 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ７ | 便所 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ８ | 駐車場 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ９ | カウンター及び記載台 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 10 | 公衆電話台 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 11 | 券売機 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 12 | 案内板等 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |

注　１　整備項目に含まれない項目については、整備項目表（個表）の添付は、不要です。

２　整備項目表（個表）において「×」を選択した場合は、整備項目表（個表）の欄外及び図面に代替措置を記入してください。

整備項目表（個表）

１　出入口

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 直接地上へ通ずる出入口（１以上） | 幅員は、内を80センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
| 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 通行する際に支障となる段差を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 駐車場へ通ずる出入口（１以上） | 幅員は、内を80センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
| 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 通行する際に支障となる段差を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口（それぞれ１以上） | 幅員は、内を80センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
| 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 通行する際に支障となる段差を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |

２　改札口

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 改札口（１以上） | 幅員は、内を80センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | 通行する際に支障となる段差を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |

３　通路等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 段差を設ける場合 | 両側に手すりを設けているか（エレベーターに隣接する場合を除く。）。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 主たる階段には、回り段を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度等により段差を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | け上げ及び踏み面 | け上げ　㎝踏み面　㎝ | け上げ　㎝踏み面　㎝ |
| 排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、滑りにくい仕上げとし、車いすのキャスター、つえ等が落ち込まない構造としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 幅員は、120センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
| 50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて敷設しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 改札口から各乗降場までの経路に高低差がある場合の各乗降場に至る経路（それぞれ１以上） | 傾斜路及びその踊り場、車いす使用者利用可能昇降機若しくは車いす使用者用特殊構造昇降機又はエレベーターを設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 経路に設ける傾斜路及びその踊り場 | 幅員は、内を120センチメートル（段差を併設するときは、90センチメートル）以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
| こう配は、12分の１（傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときは、８分の１）を超えていないか。 | こう配分の | こう配分の |
|  |  | 高低差が75センチメートルを超える傾斜 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けているか。 |  |  |
|  |  | 傾斜路には、両側（段差を併設するときは、片側）に手すりを設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路は、奥行き150センチメートル以上の水平部分と接しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色等により、これらと識別しやすいものとしているか。 | ○　・　× | ○　・　× |

４　階段

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 両側に手すりを設けているか（エレベーターに隣接する場合を除く。）。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 主たる階段には、回り段を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度等により段差を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| け上げ及び踏み面 | け上げ　㎝踏み面　㎝ | け上げ　㎝踏み面　㎝ |

注　不特定かつ多数の者が利用する階段について記入してください。

５　エレベーター

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| かご | 幅は、100センチメートル（用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物の場合は、140センチメートル）以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | 奥行きは、内を135センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | かご内に、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | かご及び昇降路の出入口の幅員は、それぞれ内を80センチメートル以上としているか。 | かご　　㎝昇降路　㎝ | かご　　㎝昇降路　㎝ |
|  | かご内に、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | かご内に設ける制御装置は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | かご内に、手すりを設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物の場合は、かごの出入口に光電装置により利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 乗降ロビー | 車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 制御装置は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 幅及び奥行きは、それぞれ内を150センチメートル以上としているか。 | 幅　　　㎝奥行き　㎝ | 幅　　　㎝奥行き　㎝ |
|  | 到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 置を設けているか（かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いたときにかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける場合を除く。）。 |  |  |
|  | 到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |

注　前年度における１日当たりの乗降客数が5,000人以上の施設の改札口から各乗降場までの経路に５メートル以上の高低差がある場合に記入してください。

６　乗降場

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 縁側には、注意喚起用床材を敷設しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 両端には、注意喚起用床材を敷設しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 両端には、転落を防止するためのさくを設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |

７　便所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 前年度における１日当たりの平均乗降客数が5,000人以上の施設に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合 | 多機能便房のある便所を設けているか（１以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ１以上））。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 多機能便房 | 直径150センチメートル以上の円が内接できる床面積を確保しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 腰掛け便座で、両側には、手すりを設置し、そのうち１以上の手すりは、可動式としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 出入口の幅員は、内を90センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  |  | 出入口に戸を設ける場合は、電動で開閉する構造又は引き戸としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 移動する際に支障となる段差を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 洗面器又は手洗い器を設ける場合は、レバー式、光感知式等操作が容易な給水栓を備えた洗面器又は手洗い器を設けているか（１以上）。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 多機能便房を設置している旨並びに男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該多機能便房のある出入口付近に障害者、高齢者等が理解しやすい方法により表示しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 多機能便房のある便所 | 出入口の幅員は、内を90センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | 出入口に戸を設ける場合は、電動で開閉する構造又は引き戸としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器で手すり等が適切に設置された小便器を便所の出入口に近い位置に設けた不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設けているか（１以上）。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合 | 手すり等設置便房のある便所を設けているか（１以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ１以上））。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 手すり等設置便房 | 便所の出入口に近い位置に設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 出入口の幅員は、内を80センチメートル以上としているか（多機能便房のある便所を設ける場合を除く。）。 | ㎝ | ㎝ |
|  | 手すり等設置便房のある便所 | 出入口の幅員は、内を80センチメートル以上としているか（多機能便房のある便所を設ける場合を除く。）。 | ㎝ | ㎝ |
|  | 洗面器を設ける場合は、レバー式、光感知式等操作が容易な給水栓及び手すりを備えた洗面器を設けているか（１以上）。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 手洗い器を設ける場合は、レバー式、光感知式等操作が容易な給水栓を備えた手洗い器を設けているか（１以上）。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 移動する際に支障となる段差を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該手すり等設置便房のある便所のある出入口付近に障害者、高齢者等が理解しやすい方法により表示しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器で手すり等が適切に設置された小便器を便所の出入口に近い位置に設けた不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設けているか（１以上）。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 用途面積の合計が2,000平方メートル以上の公共交通機関の施設に設けられる多機能便房のある便所の多機能便房には、簡易式ベッドを設けているか（１以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ１以上））。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 用途面積の合計が2,000平 | パウチ等を洗浄する設備、荷物を置くための棚その他の設備及び２以上の衣服を掛けるための金具 | ○　・　× | ○　・　× |
| 方メートル以上の公共交通機関の施設に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合 | 等を設けた人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を設けているか（１以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ１以上））。 |  |  |
| 人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を設置している旨並びに男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該便所のある出入口付近に見やすい方法により表示しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 乳幼児いす等のある便房を設けているか（１以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ１以上））。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 乳幼児いす等のある便房 | 出入口には、乳幼児いす等が設置されている旨を適切な方法で表示しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 乳幼児いす等のある便房のある便所 | 出入口には、乳幼児いす等が設置されている旨を適切な方法で表示しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |

注　不特定かつ多数の者が利用する便所について記入してください。

８　駐車場

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 全駐車台数 | 台分 | 台分 |
| 幅員350センチメートル以上の車いす使用者用駐車施設の設置台数（全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数を50で除して得た数（当該数に１未満の端数を生じたとき又は当該数が１未満であるときは、当該端数又は当該数を１に切り上げる。）以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数を100で除して得た数（当該数に１未満の端数を生じたとき又は当該数が１未満であるときは、当該端数又は当該数を１に切り上げる。）に２を加えた数以上） | 台分 | 台分 |
| 幅員250センチメートル以上の移動に配慮が必要な人のための駐車施設の設置台数（全駐車台数が50以上の駐車場の場合は、１以上） | 台分 | 台分 |
| 優先駐車施設は、当該優先駐車施設へ通ずる出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 優先駐車施設である旨を見やすい方法により表示しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 優先駐車施設へ通ずる出入口から当該優先駐車施設までの駐車場内の通路 | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、滑りにくい仕上げとし、車いすのキャスター、つえ等が落ち込まない構造としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 幅員は、120センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | 高低差がある場合は、傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 駐車場内の通路に設ける傾斜路及びその踊り場 | 幅員は、内を120センチメートル（段差を併設するときは、90センチメートル）以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | こう配は、12分の１（傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときは、８分の１）を超えていないか。 | こう配分の | こう配分の |
|  | 高低差が75センチメートルを超える傾斜路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路には、両側（段差を併設するときは、片側）に手すりを設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路は、奥行き150センチメートル以上の水平部分と接しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色等により、これらと識別しやすいものとしているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。 | ○　・　× | ○　・　× |

注　不特定かつ多数の者が利用する駐車場について記入してください。

９　カウンター及び記載台

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| カウンター及び記載台（１以上） | 車いす使用者の利用に配慮した高さとしているか。 | ㎝ | ㎝ |
| 下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |

注　不特定かつ多数の者が利用するカウンター及び記載台について記入してください。

10　公衆電話台

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 公衆電話台（１以上） | 車いす使用者の利用に配慮した高さとしているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | 下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 公衆電話台に通ずる出入口 | 幅員は、内を80センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 通行する際に支障となる段差を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |

11　券売機

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 券売機（１以上） | 金銭投入口及び操作ボタンは、障害者、高齢者等の利用に配慮したものとしているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 点字による表示をしているか。 | ○　・　× | ○　・　× |

12　案内板等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 用途面積の合計が1,000平方メートル以上の公共交通機関の施設又はその敷地に、当該公共交通機関の施設、その敷地内の車いす使用者利用可能昇降機、車いす使用者用特殊構造昇降機、エレベーター、便所及び優先駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか（１以上）（当該車いす使用者利用可能昇降機、車いす使用者用特殊構造昇降機、エレベーター、便所及び優先駐車施設の配置を容易に視認することができる場合並びに案内所を設ける場合を除く。）。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 案内板その他の設備 | 高さ、文字の大きさ、表示等は、障害者、高齢者等が見やすく、理解しやすいものとしているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 音声による案内、文字等の浮き彫り又は点字による表示をしているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 案内所を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 避難用の誘導灯を設ける場合は、必要に応じて、点滅型誘導音装置付誘導灯その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |

（その３）（道路用）

整備項目表（総括表）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 新設部分 | 既設部分 | 代替措置 |
| １ | 歩道 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ２ | 横断歩道橋及び地下横断歩道 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |

注　１　整備項目に含まれない項目については、整備項目表（個表）の添付は、不要です。

２　整備項目表（個表）において「×」を選択した場合は、整備項目表（個表）の欄外及び図面に代替措置を記入してください。

整備項目表（個表）

１　歩道

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 歩道と車道とは、工作物により分離しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 幅員は、200センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
| 表面は、平たんとし、かつ、滑りにくいものとしているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、滑りにくい仕上げとし、車いすのキャスター、つえ等が落ち込まない構造としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 歩道の巻き込み部のこう配は、12分の１を超えていないか。 | こう配分の | こう配分の |
| 横断歩道における歩道と車道とのすりつけのこう配は、12分の１を超えていないか。 | こう配分の | こう配分の |
| 中央分離帯と車道とのすりつけのこう配は、12分の１を超えていないか。 | こう配分の | こう配分の |
| 公共交通機関の施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道その他の視覚障害者の歩行が多い歩道には、必要に応じて、誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて敷設しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |

２　横断歩道橋及び地下横断歩道

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 横断歩道橋 | 階段には、回り段を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 階段及び傾斜路並びにこれらの踊り場には、両側に手すりを設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | け上げ及び踏み面 | け上げ　㎝踏み面　㎝ | け上げ　㎝踏み面　㎝ |
| 地下横断歩道 | 階段には、回り段を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 階段及び傾斜路並びにこれらの踊り場には、両側に手すりを設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | け上げ及び踏み面 | け上げ　㎝踏み面　㎝ | け上げ　㎝踏み面　㎝ |

（その４）（公園用）

整備項目表（総括表）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 新設部分 | 既設部分 | 代替措置 |
| １ | 出入口 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ２ | 園路 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ３ | 便所 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ４ | 駐車場 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ５ | 案内板等 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ６ | 附帯設備 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |

注　１　整備項目に含まれない項目については、整備項目表（個表）の添付は、不要です。

２　整備項目表（個表）において「×」を選択した場合は、整備項目表（個表）の欄外及び図面に代替措置を記入してください。

整備項目表（個表）

１　出入口

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 出入口（１以上） | 幅員は、120センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
| 通行する際に支障となる段差を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 高低差がある場合は、12分の１を超えないこう配ですりつけているか。 | こう配分の | こう配分の |
|  | 車止めのさくを設ける場合は、さくとさくとの間隔は、90センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |

２　園路

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 出入口に通ずる主要な園路 | 幅員は、120センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
| 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 縦断こう配は、12分の１を超えていないか。 | こう配分の | こう配分の |
|  | 排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、滑りにくい仕上げとし、車いすのキャスター、つえ等が落ち込まない構造としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 段差を設ける場合 | 両側に手すりを設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 主たる階段には、回り段を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度等により段差を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | け上げ及び踏み面 | け上げ　㎝踏み面　㎝ | け上げ　㎝踏み面　㎝ |
|  | 傾斜路及びその踊り場を設けているか。 |  |  |
|  | 園路に設ける傾斜路及びその踊り場 | 幅員は、内を120センチメートル（段差を併設するときは、90センチメートル）以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | こう配は、12分の１（傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときは、８分の１）を超えていないか。 | こう配分の | こう配分の |
|  |  | 高低差が75センチメートルを超える傾斜路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路には、両側（段差を併設するとき | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | は、片側）に手すりを設けているか。 |  |  |
|  |  | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等の色等により、識別しやすいものとしているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路は、奥行き150センチメートル以上の水平部分と接しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設しているか（こう配が20分の１を超えない傾斜がある部分に近接する廊下等及び踊り場を除く。）。 | ○　・　× | ○　・　× |

３　便所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 多機能便房のある便所を設けているか（１以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ１以上））。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 多機能便房 | 直径150センチメートル以上の円が内接できる床面積を確保しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 腰掛け便座で、両側には、手すりを設置し、そのうち１以上の手すりは、可動式としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 出入口の幅員は、内を90センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | 出入口に戸を設ける場合は、電動で開閉する構造又は引き戸としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 移動する際に支障となる段差を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 洗面器又は手洗い器を設ける場合は、レバー式、光感知式等操作が容易な給水栓を備えた洗面器又は手洗い器を設けているか（１以上）。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 多機能便房を設置している旨並びに男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該多機能便房のある出入口付近に障害者、高齢者等が理解しやすい方法により表示しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 多機能便房のある便所 | 出入口の幅員は、内を90センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
| 出入口に戸を設ける場合は、電動で開閉する構造又は引き戸としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合は、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器で手すり等が適切に設置された小便器を便所の出入口に近い位置に設けているか（１以上）。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 用途面積の合計が2,000平方メートル以上の公園に設けられる多機能便房のある便所の多機能便房には、簡易式ベッドを設けているか（１以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ１以上））。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 用途面積の合 | パウチ等を洗浄する設備、荷物を置くための棚そ | ○　・　× | ○　・　× |
| 計が2,000平方メートル以上の公園に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合 | の他の設備及び２以上の衣服を掛けるための金具等を設けた人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を設けているか（１以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ１以上））。 |  |  |
| 人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を設置している旨並びに男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該便所のある出入口付近に見やすい方法により表示しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 乳幼児いす等のある便房を設けているか（１以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ１以上））。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 乳幼児いす等のある便房 | 出入口には、乳幼児いす等が設置されている旨を適切な方法で表示しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 乳幼児いす等のある便房のある便所 | 出入口には、乳幼児いす等が設置されている旨を適切な方法で表示しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |

注　不特定かつ多数の者が利用する便所について記入してください。

４　駐車場

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 全駐車台数 | 台分 | 台分 |
| 幅員350センチメートル以上の車いす使用者用駐車施設の設置台数（全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数を50で除して得た数（当該数に１未満の端数を生じたとき又は当該数が１未満であるときは、当該端数又は当該数を１に切り上げる。）以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数を100で除して得た数（当該数に１未満の端数を生じたとき又は当該数が１未満であるときは、当該端数又は当該数を１に切り上げる。）に２を加えた数以上） | 台分 | 台分 |
| 幅員250センチメートル以上の移動に配慮が必要な人のための駐車施設の設置台数（全駐車台数が50以上の駐車場の場合は、１以上） | 台分 | 台分 |
| 優先駐車施設は、当該優先駐車施設へ通ずる出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 優先駐車施設である旨を見やすい方法により表示しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 優先駐車施設へ通ずる出入口から当該優先駐車施設までの駐車場内の通路 | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、滑りにくい仕上げとし、車いすのキャスター、つえ等が落ち込まない構造としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 幅員は、120センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | 高低差がある場合は、傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 駐車場内の通路に設ける傾斜路及びその踊り場 | 幅員は、内を120センチメートル（段差を併設するときは、90センチメートル）以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | こう配は、12分の１（傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときは、８分の１）を超えていないか。 | こう配分の | こう配分の |
|  | 高低差が75センチメートルを超える傾斜路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路には、両側（段差を併設するときは、片側）に手すりを設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路は、奥行き150センチメートル以上の水平部分と接しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色等により、これらと識別しやすいものとしているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。 | ○　・　× | ○　・　× |

注　不特定かつ多数の者が利用する駐車場について記入してください。

５　案内板等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 用途面積の合計が1,000平方メートル以上の公園又はその敷地に、当該公園、その敷地内の便所及び優先駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか（１以上）（当該便所及び優先駐車施設の配置を容易に視認することができる場合並びに案内所を設ける場合を除く。）。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 案内板その他の設備 | 高さ、文字の大きさ、表示等は、障害者、高齢者等が見やすく、理解しやすいものとしているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 音声による案内、文字等の浮き彫り又は点字による表示をしているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 案内所を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 避難用の誘導灯を設ける場合は、必要に応じて、点滅型誘導音装置付誘導灯その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |

６　附帯設備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| ベンチ、屋外卓その他の設備は、障害者、高齢者等が円滑に利用することができる構造としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |

（その５）（建築物以外の路外駐車場用）

整備項目表（総括表）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整備項目 | 新設部分 | 既設部分 | 代替措置 |
| １ | 出入口 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ２ | 駐車場 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |

注　１　整備項目に含まれない項目については、整備項目表（個表）の添付は、不要です。

２　整備項目表（個表）において「×」を選択した場合は、整備項目表（個表）の欄外及び図面に代替措置を記入してください。

整備項目表（個表）

１　出入口

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 出入口（１以上） | 幅員は、内を80センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | 通行する際に支障となる段差を設けていないか。 | ○　・　× | ○　・　× |

２　駐車場

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整備箇所及び整備内容 | 新設部分 | 既設部分 |
| 全駐車台数 | 台分 | 台分 |
| 幅員350センチメートル以上の車いす使用者用駐車施設の設置台数（全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数を50で除して得た数（当該数に１未満の端数を生じたとき又は当該数が１未満であるときは、当該端数又は当該数を１に切り上げる。）以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数を100で除して得た数（当該数に１未満の端数を生じたとき又は当該数が１未満であるときは、当該端数又は当該数を１に切り上げる。）に２を加えた数以上） | 台分 | 台分 |
| 幅員250センチメートル以上の移動に配慮が必要な人のための駐車施設の設置台数（全駐車台数が50以上の駐車場の場合は、１以上） | 台分 | 台分 |
| 優先駐車施設は、当該優先駐車施設へ通ずる出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 優先駐車施設である旨を見やすい方法により表示しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 優先駐車施設へ通ずる出入口から当該優先駐車施設までの駐車場内の通路 | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、滑りにくい仕上げとし、車いすのキャスター、つえ等が落ち込まない構造としているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
| 幅員は、120センチメートル以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | 高低差がある場合は、傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 駐車場内の通路に設ける傾斜路及びその踊り場 | 幅員は、内を120センチメートル（段差を併設するときは、90センチメートル）以上としているか。 | ㎝ | ㎝ |
|  | こう配は、12分の１（傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときは、８分の１）を超えていないか。 | こう配分の | こう配分の |
|  | 高低差が75センチメートルを超える傾斜路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路には、両側（段差を併設するときは、片側）に手すりを設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路は、奥行き150センチメートル以上の水平部分と接しているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  |  | 傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色等により、これらと識別しやすいものとしているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分を設けているか。 | ○　・　× | ○　・　× |
|  | 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。 | ○　・　× | ○　・　× |

注　不特定かつ多数の者が利用する駐車場について記入してください。